

令和元年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和元年10月31日（木）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

日程第1 令和元年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第7号 地方自治法施行令第158条第1項に規定する歳入の収納事務の委託の告示について

日程第4 報告第22号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

日程第5 意見聴取 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について

日程第6 教育長の報告

日程第7 その他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長 児 玉 太

教育総務課長 松 島 孝 明

学校教育課長 小 川 瑞 樹

学校教育課主幹	曾我部 雄 志
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	児 玉 睦
生涯学習課主幹	辻 治 彦
生涯学習課総括課長補佐	野 津 浩 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 松 野 英 泰

○傍聴者

なし

開会 午後 2 時 0 0 分

開会及び開議の宣告

○**教育長** 定刻となりましたので、只今から令和元年第 10 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。本日もよろしく申し上げます。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第 1 令和元年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第 1 令和元年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和元年第 9 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

加藤委員にお願い致します。

日程第 3 報告第 7 号 地方自治法施行令第 158 条第 1 項に規定する歳入の収納事務の委託の告示について

○**教育長** 日程第 3 報告第 7 号 地方自治法施行令第 158 条第 1 項に規定する歳入の収納事務の委託の告示について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 報告第 7 号 地方自治法施行令第 158 条第 1 項に規定する歳入の収納事務の委託の告示について、地方自治法施行令第 158 条第 1 項に規定する歳入の収納事務の委託の告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。令和元年 10 月 31 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、生涯学習自主事業の入場料金の収納について民間事業者へ委託するため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** ご意見、ご質疑はございませんか。
- 加藤委員** 委託の理由は。
- 生涯学習課長** 以前から行っています自主事業の演劇祭についてですが、演劇協会での販売数がかなり多くあります。実際にチケットの取り扱いをさせていただこうと思いますと演劇協会のお力がチケットの販売に必要です。このため演劇協会と委託契約し告示をいたしました。
- 加藤委員** 今までも、チケット販売については演劇協会と協力しながら進めていたのですか。
- 生涯学習課長** 今までは、運営に必要な経費とチケット販売金額を相殺していました。これからは、必要経費分については委託費として、チケット販売金額は市の歳入として明確にする取り扱いとします。
- 教育長** 「みずほ演劇祭」の説明をお願いします。
- 生涯学習課長** 当初は、市内の演劇の団体の皆さんを中心に、市民の方に文化芸術に触れる機会として始まった事業です。通しのチケットで7団体から8団体の演劇が全て観られるチケットでした。現在は、市内の団体は1団体さんがエントリーとなっています。
- 教育長** 開始は、いつ頃からですか。
- 生涯学習課長** 1月中旬ぐらいから始まります。今年は、6団体が予定されています。パンフレットが出来ましたらご連絡させていただきます。
- 教育長** 面白く、また質が高いものですが、周知やPRが課題です。
- 加藤委員** 近隣の団体が発表される。そのような場を設けるとい事業ですね。
- 生涯学習課長** 出演される方は、アマチュアの団体です。
- 教育長** そのほかにご質疑はございませんか。

異議なしと認めます。報告第7号 地方自治法施行令第158条第1項に規定する歳入の収納事務の委託の告示について、承認することと致します。

日程第4 議案第22号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

○**教育長** 議案第22号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第4 議案第22号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について。瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年教育委員会規則第6号）第1条第7号の規定により、教育委員会の議決を求める。瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、学校教育課職員の病気休養のため。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 生涯学習課図書館の職員です。兼務にて学校教育課の勤務を命ずるものです。

○**大平委員** お忙しいと思いますが、一人の異動により双方の課に無理が生じてはいないですか。

○**生涯学習課長** 図書館につきましても、正規職員は3名です。後は、臨時職員や嘱託職員です。お客様は臨時職員さんで対応させていただいています。兼務辞令ですので、全日ではないため図書館の事務に支障がない程度です。

○**学校教育課長** 課員は指導主事が6名です。行政関係の職員は2名で、内1名が病気休暇となりました。指導主事については行政事務に不慣れな面もあるため、前任者でもある方に事務について指導していただけることはありがたいことです。

○**森下委員** 病休の期間は長くなることが見込まれるのですか。

○**学校教育課長** 現段階では、1か月程度です。

○**森下委員** その後は、戻られるのですか。

○**学校教育課長** 業務も増加しています。状況により兼務については、当分の間お願いしたいと考えています。

○**教育長** そのほか質疑、ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第22号 瑞穂市教育委員会事務局の

職員の任免について、議決することと致します。

日程第5 意見聴取 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第5 意見聴取 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第5 意見聴取 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について、瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和元年10月31日提瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市学校給食事業特別会計の廃止に伴い、市条例の改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 12月議会で給食の会計を現在の特別会計を廃止して、一般会計で処理をして行きたいことについての条例改正の議案です。

学校給食事業は、瑞穂市は公会計です。会計事業には、公会計と私会計があります。私会計では、学校等の口座で集金日を決めて現金など集めています。この方法だと学校の負担もあります。一方で瑞穂市は、特別会計として給食センターでしっかりと運営をしています。公会計の運営で行っている大半の自治体が一般会計で処理をしています。特別会計での課題は、資料にあるものです。中でも消費税法の特例が適用されませんので消費税の申告が必要です。また、気候状況により食材費が計画時より変動した場合には、歳入歳出を見極め、時には計画食材に影響が考えられます。これらを考えると、一般会計で会計処理を行うための特別会計条例の改正です。1日の食材料費については概ね150万円程度の予算が必要です。前年度決算においては歳入歳出の差で本年度への繰越金が100万円でした。

一般会計での運営になっても歳入歳出の予算計画のとおり進めてまいります。

- 加藤委員 今年度も歳入歳出を0円になるように計画されていかれますが、繰越金がでた場合は来年度の一般会計に入られるのですか。
- 教育総務課長 はい。
- 森下委員 一般会計については、申告義務がないのですか。
- 教育総務課長 はい。
- 森下委員 給食費には、消費税が含まれていますが、これにより減額となりますか。
- 教育総務課長 食材費には、消費税が課税されていますので、業者さんに支払うのには消費税分も必要です。一般会計にすることにより申告の義務がなくなります。
- 森下委員 特別会計で支払いが発生する消費税は何についてですか。
- 教育総務課長 売り上げに対して掛かるものです。お預かりした給食費の消費税分から支払った食材費の消費税分の差額により、支払いや還付が生じます。
- 加藤委員 前会議の給食費の改正により児童8パーセント、職員10パーセントの給食費になりましたが、来年から改正をされますか。
- 教育総務課長 はい。その予定をしています。
- 加木屋委員 未納の方は、何名ぐらいですか。
- 教育総務課長 後ほど報告をいたします。
- 加木屋委員 児童手当からの引き落としがありますが、それでも補えない場合に未納となるのですか。
- 教育総務課長 児童手当からも収納をしていますが、それを超える場合には未納が発生します。
- 加木屋委員 資料にあるものは、引き落とし前の分も含まれていますか。
- 教育総務課長 はい。
- 森下委員 特別会計にした理由については。
- 教育総務課長 公会計で行うにあたり特別会計にした経緯は、調べはしましたが不明でした。旧穂積町においては、県などの指導により昭和54年度より公会計により処理を行っています。
- 教育長 その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 意見聴取 瑞穂市特別会計条例の一部を改

正する条例について、承認することと致します。

日程第6 教育長の報告

○教育長 児童翻訳機について、新年度に向け予算化の検討していましたが、県の多文化共生事業として半分の補助金の募集がありました。12月議会にて14台分を補正予算として計上いたします。中・小学校、幼稚園、保育所への貸し出し用として、中・小学校では牛牧小、穂積小を中心として、保育所としては、牛牧第一、第二、別府を中心として考えています。要らない学校等もありますので、教育委員会で預かりをしておきます。教育委員会での転入手続きでも使用ができます。これにより外国籍のお子さんについても支援ができれば良いのではと考えています。

もう一つは、お手元に配布しました、東日本大震災における大川小の新聞の記事です。学校と行政は常に子どもたちの安全を守るため努力が必要であるとされています。最高裁では県・市の上告が退けられ、この裁判は確定されました。学校や教育委員会には、非常に難しい問題が示されたと思います。事前防災を考えた時に今後の学校教育は、常に子供たちの安全を守るための方法を行政と考えておくとの判例であります。

瑞穂市の場合は、まず水害です。大雨が降った場合に、今回は長野県や千葉県では非常に大きな被害が生じています。河川の決壊が数多くあり、今まで浸水がなかった地域でも浸水が発生しています。瑞穂市は、過去に浸水経験もある地域です。各保育所、幼稚園、学校は安全であることをしっかりと考えておかないと、「2時間で水が来た。」「車での移動ができなかった。」との状況が発生していますので、この機会に考えていくことが迫られてきています。一方でこれを学校現場や教育委員会に問われても重責になると思っています。しかし、子どもの命が最優先であり具体的な方法を考えなくてはいけないと思っています。実際、学校の校長や保育所の所長が大雨などで氾濫した場合を想定しているか、市がハザードマップを更新しましたが、学校などがどのようになるか、どの位まで水が来るかを想定しているかなどです。特に保育所、幼稚園は平屋があり心配があります。ハザードマップの確認などの話をしておかなければと思います。本年度の台風による災害が発生した中で、大川小の記事があり

ましたので、この機会にしっかり考えないといけないと思っています。

生涯学習課も多くの人を集めての事業があります。その様な場合にどう対応するかを考えておかないとだめだと思います。コンサート、演劇の前には主催者などが避難などの説明をします。それと同じように色々な面について考えておかないといけません。

日程第7 その他

○**教育長** 日程第7 その他に入ります。

教育次長。

○**教育次長** 年末に向けての議会などの日程の説明をさせていただきます。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 本年度計画により、教育施設へのフェンスや防犯カメラの設置をさせていただきました。また、補正にて体育館のミーティングルームの改修をさせていただきました。お時間があれば委員会の終了後に施設の視察についてのご提案をさせていただきます。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**委員** はい。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 小中学校、幼稚園の運動会のご参観ありがとうございました。

今、学校では公表会、研究発表会が行われています。牛牧小学校の研究発表会は理科の全国大会も兼ねています。お時間があればご参観をお願いします。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 保育所についても運動会の日などの変更がありましたが、ご参観ありがとうございました。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 1点目は、みずほ演劇祭が始まります。2点目は、令和元年度企画展および講演会が図書館本館で予定をしています。3点目ですが、文化講演会が開催されます。石田純一さんの講演で、チケットもまだ少々あります。4点目ですが、中山道大月多目的広場についてですが、設計を終わりました。入札公告をしています。11月12日が期限日です。今年度の工事につきまし

ては、北方面の一部分と考えています。供用開始は、令和4年度を予定しています。

○教育長 この時期は、各種の行事があります。お時間がありましたらご参観ください。次回の会議ですが、令和元年11月27日、水曜日、午後2時から令和元年第11回瑞穂市教育委員会定例会を開催します。その次については、令和元年12月23日、月曜日、午後2時から令和元年第12回瑞穂市教育委員会定例会の開催の予定をよろしくお願い致します。

閉会の宣告

○教育長 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和元年第10回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時04分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年10月31日

瑞穂市教育委員会 教育長

委 員

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。